



Title	フランス憲法院の憲法裁判機関への進展
Author(s)	中村, 睦男; NAKAMURA, Mutsuo
Citation	北大法学論集, 27(3-4), 261-291
Issue Date	1977-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16220
Type	departmental bulletin paper
File Information	27(3-4)_p261-291.pdf



フランス憲法院の憲法裁判機関への進展

中 村 睦 男

目 次

はじめに

一 憲法院の憲法裁判機関への進展状況

(一) 判例の動向

(二) 学説による憲法院の位置づけ

二 一九七四年の憲法改正による提訴権者の拡大

(一) 諸憲法改正案の提出

(二) 政府案の提出

(三) 議会における審議

四 一九七四年憲法改正の問題点

はじめに

筆者は、先に「フランス法における人権の保障」⁽¹⁾と題する論文において、フランス第五共和制憲法が創設した機関

である憲法院 (Conseil constitutionnel) の人権保障機関への進展を指摘した。すなわち、当初憲法院に期待されていた任務は、憲法第三四条による議会の法律事項と第三七条による政府の命令事項との権限分配において、議会が政府の自主立法領域を尊重するよう監督することであつたのに対して、一九七一年の結社の自由に関する違憲判決を契機として、憲法院は、憲法裁判機関としての性格とその機関としての独立性を示し、人権保障機関としての重要性を一般に認識させるに至っているのである。

本稿は、まず、一、において、憲法院の最近の判例の動向および憲法院の性格をめぐる学説の動向を概観することによって、憲法院の憲法裁判機関ないし憲法の番人への進展を跡づけようとするものである。ついで、二、において、一九七四年の憲法改正による憲法院の改革の議会で、審議を検討することによって、違憲立法審査権についてのフランスの問題状況を明らかにしようとするものである。一九七四年の改正は、憲法院の提訴権者を、「六〇名の国民議會議員又は六〇名の元老院議員」という議会の少数派議員にも拡大するという憲法院の部分的修正にとどまつたが、そこでは、フランスにおいていかなる違憲立法審査制度が妥当かという議論が同時に展開されているのである。

(一) 中村陸男「フランス法における人権の保障」公法研究三八号二二頁。

一 憲法院の憲法裁判機関への進展状況

(一) 判例の動向

憲法院の人権保障機関としての意義を示した最初の判決である一九七一年七月一六日判決は、結社の自由を制限する法律を違憲と判断したものである。この判決は、第一に、結社の自由が憲法前文で再確認されている「共和国の諸法律によって承認された基本原則」に該当する憲法上の人権であることを認めており、第二に、結社の自由の内容と

して、結社が自由に結成され事前の届出のみに服し、結社の結成は特別のカテゴリーの結社を除いて、たとえそれが無効とされる外見を有しまたは違法な目的を有する場合でも、行政機関はもとより司法機関によっても事前の介入がなされないことを明らかにしたものである。

この一九七一年の違憲判決が憲法院による法律の合憲性審査にとって判例となりうるか否かが注目されたが、まず一九七三年一月二八日判決は、憲法前文、第三四三条三項、第六六条を総合的に解釈して、重罪 (crimes) と軽罪 (délits) のみを法律事項とする憲法第三四三条五項の文理解釈を排除して、「刑罰が自由を剝奪する措置を含まない場合」にのみ違警罪 (contraventions) が命令事項に属することを判示した。この判決は、法律事項を拡張し、命令事項を限定的に解釈する論拠の一つに憲法前文を挙げている。具体的に憲法の何条かは挙げられていないが、一七八九年の人権宣言七条および八条であると解されている。つぎに、一九七四年予算法律 (loi de finances) 六二条の違憲の申立が元老院議長からなされた專案に対する一九七三年一月二七日判決は、年収が一定額を越えない納税者が租税裁判所で反証を挙げることにより職権課税の支払を免がれることができる点について、多額納税者と通常の納税者との間に、行政当局による職権課税に反証を挙げる可能性について差別することが、「一七八九年の人権宣言の内容をなし、かつ憲法前文によって嚴粛に再確認された法律の前での平等の原則に反する」と判示し、違憲と判断した。この判決によって、憲法院は初めて一七八九年の人権宣言を明示的に判決の中で援用し、その憲法的効力を認めたのである。ただしこの判決については、人権の保障の面があると同時に、社会改革への障害という面があることに注意しなければならない。

一九七四年一〇月の憲法改正による国会議員への提訴権の拡大は、早速利用された。まず、一九七四年一月三日判決は、議会の反対派である社会党および急進党左派の議員から提訴されたもので、一九七五年度の予算法律に關

する予算手続の問題について、予算に関する議会のコントロール権を強化する方向で予算法律の規定を違憲と判断したものである。つぎに、一九七五年一月一日判決⁽⁶⁾は、妊娠中絶法の違憲性について議会の多数派のなかの少数派から提訴されたもので、妊娠中絶法を合憲と判断した重要な判決である。この判決の憲法判断は次の三点からなされている。第一には、憲法六一条による憲法院の権限について、「憲法六一条は、憲法院に国会の権限と同一の一般的评价と決定の権限を賦与しているわけではなく、その審査に付された法律の憲法への適合性について判断する権限のみを与えている」ことを確認している。すなわち、憲法院の権限は、国家の諸機関の間の紛争を解決するのではなく、ある法文について他の上位にある法文との法的適合性を審査することであるということが明らかにされたのである。ここで、憲法院は、「基本的法規範の用心深い番人であろうとして、⁽⁷⁾公裁判官政治の道に引きづり込まれる意図を持っていないことを非常に賢明にも喚起している」のである。第二には、憲法院は初めて、憲法第五五条に規定されている法律に対する条約の優位に関して、条約に対する法律の適合性審査の権限について判断し、「一の条約に反する法律は、それ自体で憲法に反するものではないこと」、憲法五五条の条約の優位と憲法六一条の憲法の優位とは性格が異なることから、憲法六一条の審査の枠中で五五条による条約の優位の審査を行ないえないことを判示して、ヨーロッパ人権擁護条約違反の主張を斥けた。第三には、憲法前文違反の主張について、「妊娠中絶法は、困窮状態または医療上の理由から妊娠中絶を求めまたはそれに参与する者の自由を尊重し、したがって、人権宣言第二条で提示された自由の原則を侵害しない」こと、「本法は、必要性がありかつ法律の定める条件と制限に従った場合にのみ、生命の発生以後すべての人間を尊重するという原則への侵害を認めていること」、「共和国の諸法律によって承認された基本原則の一つに反することなく、国は子供に健康の保持を保障するという一九四六年憲法前文に宣言された原則を無視するものでもなく、また、憲法前文によって規定された憲法的価値を有する他のいかなる規定にも反しな

い」と判示している。ここで、憲法院は、一九五八年憲法前文で確認された一九四六年憲法前文の全体を違憲審査の対象としているのである。とくに、一九四六年憲法前文で宣言された原則は、本判決によって初めて援用されたのである。

一九七五年七月二三日には重要な二つの判決が出された。一つは、刑事訴訟法典三九八条および三九八条の一を改正し、軽罪裁判所の構成について、出版犯罪を除いて、大審裁判所長の裁量によって一人制にするか合議制にするかを決定できるようにする趣旨の法律の合憲性を争うものである。この事案は、多数派の議員を含む六九名の元老院議員によって提訴されたものである。その理由は、第一に、一九五八年憲法前文によって再確認された一七八九年の人權宣言の一般原則、とりわけ法の下の平等を規定した第六条に違反すること、第二に、一九五八年憲法によって規定された一九四六年憲法前文が確認しているところの共和国の諸法律によって承認された基本原則および司法組織に関する一七九〇年八月一六―二四日の法律一六条に違反すること、第三に、とくに刑事事件において、裁判は常に合議によるという共和国の諸法律によって承認された基本原則に違反することの三点である。つまり、違憲として主張された理由は、法律および裁判の前での平等の原則と裁判の合議制の原則に対する違反の主張である。これに対して、憲法院の判決は、第一に、裁判の前での平等原則違反、第二に、憲法第三四条違反を理由として、刑事訴訟法典改正法律を違憲と判断したのである。第一に、裁判の前での平等原則については、「一七八九年の人權宣言において宣言され、憲法前文によって厳粛に再確認された法律の前での平等原則の中に含まれているところの裁判の前での平等原則」と判示して、一七八九年の人權宣言によって宣言された法律の前での平等原則の中に裁判の前での平等原則が含まれることを明らかにしている。そして、裁判の前での平等の内容としては、「この原則の尊重は、同様の条件にあり、同一の犯罪で訴追された市民が、異なった規則に従って構成された裁判所によって裁判されることを妨げる」と

判示している。裁判の前での平等の原則は、市民が同一の犯罪について、同一の方式で構成された裁判所によって裁判を受ける権利を有することだけでなく、同一の手續に従って裁判されなければならないことを意味しているのである。⁽¹¹⁾ 第二に、憲法第三四条違反については、憲法院が職権で判断したもので、立法者が裁判権に裁判所の構成を定める権限を委ねることは、刑事訴訟手續に関する事項を法律に留保している憲法第三四条に違反するということである。

一九七五年七月二三日の第二の判決は、職業税 (take professionnelle) を定めた法律に対する訴えで、法律の内容ではなく、法律の制定手續が問題とされたものである。⁽¹²⁾ 社会党、急進党左派および共産党の六六名の国民議會議員によって提訴されたもので、違憲と主張された理由は、本法案の国民議會での審議中に議員から提出された修正案が、財政問題についての国會議員の法律案および修正案の提出権を制限した憲法第四〇条を理由に受理されなかったことが、憲法第四〇条の解釈を誤ったということである。⁽¹³⁾ これに対して、憲法院は、第一に、憲法院が立法手續の違憲性について審査できるか否かの問題について、第二には、憲法四〇条の適用について判断したのである。

まず第一の点については、「法律の規定の憲法への適合性について判断することのみならず、法律が立法手續に關して憲法的価値を有する法規を遵守して採択されたか否かを審査することも憲法院の権限に属する」と判示して、本判決は、立法手續の合憲性について憲法院が審査できることを明らかにしている。第二に、憲法第四〇条の適用の審査については、まず、本判決は、憲法四〇条の適用によって法律の修正案が受理されなかった場合にも、憲法院の審査権限を肯定している。このことは、議会で、ある修正案が憲法四〇条の解釈を誤って受理されなかった場合に、成立した法律全体が違憲とされる可能性を認めたことである。しかし、具体的事案として本件で問題になっている法律については、「憲法院の審査に付された法律の名称および文言自体ならびに本法律の準備作業および本法律について議会で

なされた討論からみて、前記職業税法の制定は、完全に新しい租税源の創設としてではなく、旧制度と新制度との継続性および両制度の移行を非常に明白に確保して、営業免許税をこのような職業税に代えたものとして、考えなければならぬ」と判示して、職業税を新しい税の創設ではなく、現存する税の修正であることを明らかにして、それが、「国庫の収入の減少または支出の増加によって表現される直接の財政的影響をもたらすべき措置」であるから、本件修正案の不受理を憲法第四〇条の正しい解釈であるとしたのである。

いづれにしろ、職業税に関する一九七五年七月二三日判決は、憲法院の権限を憲法四〇条の適用による不受理の決定の審査に拡大し、さらに、一般的に、立法手続の合憲性審査に拡大した点において非常に重要である。このようにして、憲法院はしだいに憲法の真の番人であることを自認しているともいえるのである。⁽¹⁷⁾

- (1) C. C., 16 juillet 1971, J. C. P. 1971, II, 16832; A. J. 1971, 537, note Rivero, D. 1971, 326, R. D. P. 1971, p. 1201; L. Favreau et L. Philip, *Les grandes décisions du Conseil constitutionnel*, Sirey, 1975, p. 267 (なお、本書は、憲法院の主要な判決が、評釈文献表、参考文献表、関連判例ならびに編者による詳細な解説とともに収録されており、有用である)。本判決を扱った論文として「J. Robert, *Propos sur le sauvetage d'une liberté*, R. D. P. 1971, p. 1171, 野村敬造「第五共和国立法と結社の自由」金沢法学一八巻一・二合併号五七頁以下、小野善康「フランス憲法における政党の地位」北大法学論集一七巻一号一六頁以下がある。

(2) C. C., 28 novembre 1973, R. D. P. 1974, p. 903, L. Favreau et L. Philip, *op. cit.*, p. 309.

(3) C. C., 27 décembre 1973, J. C. P. 1974, II, 17691, note Nguyen Quoc Vinh, R. D. P. 1974, p. 545, L. Favreau et L. Philip, *op. cit.*, p. 339.

(4) 違憲立法審査権が、人権保障の面を持つと同時に、本判決に即していえば、高額所得者の脱税を防止するという社会改革にブレーキをかけるものであるという点について、L. Favreau et L. Philip, *op. cit.*, p. 351 は、「法律の合憲性審査は両刃の武器である。すなわち、それは、基本的自由の尊重を確保して、立法者の濫用に対して市民を保護することを可能にするが、しかし

大改革の実現への障害として利用され、それは、また、保守主義にのみ奉仕する武器として現われうるものである」ということを適切に指摘してゐる。

- (5) C. C., 30 decembre 1974, J. C. P. 1975, II. 18037, note Franck, D. 1975, 721, note Hamon.
- (6) C. C., 15 janvier 1975, J. C. P. 1975, II. 18030, D. 1975, 529, note Hamon, L. Favoreu et L. Philip, op. cit., p. 357.
- (7) L. Favoreu et L. Philip, op. cit., p. 365.
- (8) その規定は、「すべての市民は、差別なく、同一の事件において、同一の形式で、かつ、同一の裁判官の面前で弁論する。」となつてゐる。
- (9) 違憲申立書は、R. D. P. 1975, p. 1344 に掲載されてゐる。
- (10) C. C., 23 juillet 1975, R. D. P. 1975, p. 1352, note Philip et Favoreu, R. D. P. 1975, p. 1313.
- (11) Philip et Favoreu, R. D. P. 1975, p. 1317.
- (12) C. C., 23 juillet 1975, R. D. P. 1975, p. 1354, note Philip et Favoreu, p. 1324.
- (13) 違憲申立書は、R. D. P. 1975, p. 1345. に掲載されてゐる。
- (14) Philip et Favoreu, R. D. P. 1975, p. 1334.

(二) 学説による憲法院の位置づけ

憲法院の性格をめぐって、憲法院を憲法上どのように位置づけるかという問題について、第五共和制初期の学説では、憲法院が真の憲法裁判機関であることを否定するのが一般的であつた。例えば、デュヴェルジュ教授は、違憲立法審査制を二つの型、すなわち、第一に、人権保障型と、第二に、憲法によって設定された権力分立維持型に分け、憲法院に委ねられた合憲性審査は明らかに第二の権力分立維持型に属することを明らかにし、⁽¹⁾ 憲法院を「一種の政治的最高裁判機関」として位置づけている。また、カペレット教授も、憲法院を「合憲性の政治的統制」⁽³⁾ として位置づけ、その機能は、「立法権が執行権を蚕食することを阻止することであつて、本来その機能は政治的なものであり、

将来も政治的なものにとどまるものと思われる」としている。⁽⁴⁾

ところで、まず、一九六七年に発表されたファヴォール教授の論文は、前述のデュヴェルジェ教授の分類による第一の型でも、また第二の型でもなく、第三の「公権力の政治的活動ではなく、規範的活動を規制する機関」であることを明らかにしてから、「憲法院は憲法裁判機関である。しかしそれは、本論文の最初で述べたような既存のモデルから創られたものではないばかりではなく、今まで知られたいかなる範ちゅうにも結びつかない特別の型の憲法裁判機関である」として、明確に憲法院を憲法裁判機関として位置づけている。ついで、フランク教授の博士論文は、コンセイユ・デタと憲法院を、その構成、組織、手続などの諸点から詳細に比較検討して、憲法院の裁判機関としての性格に確固たる根拠を与えたのである。

フランスの最近出版された憲法および基本的人権の体系書は、憲法院を憲法裁判機関として明確に位置づけるようになってきている。まず、プレロ教授の『政治制度および憲法』の一九七五年に刊行された第六版は、著者の死後ブウルイ教授によって改訂されたものであるが、憲法院を、「憲法と裁判機関」という篇の下に、「政治裁判機関」、「司法権」とともに「憲法裁判機関」の一章を設け、その中で憲法院を論述している。⁽⁹⁾カダル教授の『政治制度および憲法（一九七五年）』は、「裁判機関による統制」の標題の下に憲法院を扱い、「非常に政治化したこの機関は、その手続によって裁判的であり、少しずつ眞の裁判機関になるように思われ、その重要性和効性は非常に明瞭に展開している」という評価を与えている。リヴェロ教授の『基本的人権（一九七三年）』は、憲法院が、「その根本規約によって眞の憲法裁判機関としての性格を有している。当初異論があったこの性格は、現在かなり一般的に学説によって承認されている。同じく、その選任方法と結びついた憲法院の独立性に対する疑問は、一九七一年七月一六日の判決によって一掃された」としている。リュシエール教授も、かつて「公権力の活動の規整者」とされていた憲法院が、今日

「権力の前での市民の権利・自由の擁護者」となっていることを指摘している。⁽¹³⁾

(1) M. Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, P. U. F., 9^e éd., 1966, p. 644, 13^e éd., 1973, t. II, p. 323.

(2) *Ibid.*, 9^e éd., p. 640, 13^e éd., t. II, p. 321.

(3) カムレットイ著、谷口安平・佐藤幸治訳『現代憲法裁判論』有斐閣一九七四年、三頁。

(4) 同右書五頁。

(5) そのほか、G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, L. G. D. J., 10^e éd., 1963, pp. 96—97 は、「憲法院を「政治機関による統制」として位置づけ、C.-A. Collard, *Libertés publiques*, 3^e éd., 1968, p. 140 は「憲法院を真の裁判機関として正確に考へることはできない」とし、F. Batailler, *Le Conseil d'État, juge constitutionnel*, L. G. D. J., 1966, p. 32 は「その構成、提訴の方式ならびにその権能の性質は、憲法院を「憲法の適用を保障する裁判機関というより、公権力間の関係を△規整する▽政治機関にしている」としている。わが国では、深瀬忠一「フランスの憲法審査院」ジュリスト二四四号三五頁は、「デュヴェルジェ説を採用して、憲法院を「一種の政治的最高裁判機関」とし、野村敬造『フランス憲法と基本的人権』有信堂、一九六六年、五六頁は、憲法院を「表見的違憲立法審査制」であり、基本的人権を保障する機関ではないとし、杉原泰雄「政治機関による違憲立法審査制」フランスマ型田上編『体系憲法事典』青林書院新社、一九六八年、一九〇頁は、「憲法院を「政治機関による違憲立法審査制度」として位置づけている。

(6) L. Favreau, *Le Conseil constitutionnel régulateur de l'activité normative des pouvoirs publics*, R. D. P. 1967, p. 14 et suiv.

(7) *Ibid.*, p. 118.

(8) C. Franck, *Les fonctions juridictionnelles du Conseil constitutionnel et du Conseil d'État dans l'ordre constitutionnel*, L. G. D. J., 1974.

(9) M. Prétot et J. Boulois, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, Dalloz, 6^e éd., 1975, p. 856 et suiv. . . . なお、それ以前、憲法院は「諸会議」(Les Conseils)の篇の下に「経済社会会議」司法官職高等会議とともに位置づけられていた

(M. Prétot, op. cit., 3^e édit., 1963, p. 791 et suiv.) が、同時に、「憲法院は、確かに、一の裁判機関であるが、しかし多くの国に現存する最高裁判所に殆んど似ていない。憲法院の権能は、過去に存在しまたは現在効力を有する各種の型の一つに従った統制の論理的システムからではなく、合法性の統制に関してフランスで伝統的に存在している状況から出てきたものである。」(ibid., pp. 794-795) として、特別の型の裁判機関であることが認められていた。

- (10) J. Cadart, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, L. G. D. J., 1975, t. 1, pp. 161-165.
- (11) *Ibid.*, pp. 152-153.
- (12) J. Rivero, *Les libertés publiques*, P. U. F., 1973, t. 1, p. 210.
- (13) F. Luchaire, *Le Conseil constitutionnel et la protection des droits et libertés du citoyen*, in *Mélanges offerts à Marcel Waline*, L. G. D. J., 1974, t. II, p. 563.

一一 一九七四年の憲法改正による提訴権者の拡大

(一) 諸憲法改正案の提出

一九七四年一〇月の憲法改正⁽¹⁾に先立って、一九五八年憲法の枠内であって憲法院による合憲性審査を拡大することを目指す憲法改正案は、各党派からいくつか出されていた。⁽²⁾これらの改正案は、合憲性審査の概念そのもの由来する大きな差異が相互に存するが、共通する一致点として最も重要なものは、合憲性審査の原則自体についてはもはや争いはなく、現行制度の枠の中で合憲性審査権を強化するということである。⁽³⁾

しかしながら、具体的な点については差異があり、その違いを、政府与党の一翼を担う独立共和派 (Républicains indépendants) 案と、一九七二年に作成された共同政府綱領の下に結集する社会党 II 共産党案についてみてみよう。

(a) 独立共和派案

独立共和派案は、「憲法第七章を修正する憲法的法律案」として、一九七二年一〇月四日に国民議会理事部に提出さ

れ、さらに、一九七三年六月二〇日に国民議会理事部に提出された⁽⁵⁾。本案は、憲法院を規定した憲法五六条から六三
 条までを以下のように修正するものである。

まず、憲法院の名称は、最高裁判所 (Cour suprême) になっている。最高裁判所の構成員は、現行の九名から一二
 名に増加している。裁判官の選任については、破毀院長官およびコンセリュ・デタ副長官によって作成された二倍の
 候補者名簿により、両議院の議長への公式の諮問を経たのち、大統領によって選任され、任命される (五六条二項)。
 報酬については、裁判官は、「その職務の終了後においても、その職務の報酬を保持する」(五六条四項)として、強い
 保障をうけている。兼職禁止は、すべての国会議員ならびに地方議会議員および公的または私的なすべての職務また
 は職業活動に及んでいる (五七条)。

審署前の法律の合憲性審査の提訴権者は、大統領、首相、両議院それぞれの議長のほかに、両議院の議員の各々の
 四分の一に拡大されている (六〇条二項)。さらに、「本憲法および憲法前文によって定められた基本的自由が侵害され
 た場合に、最高裁判所は、何らかの裁判機関に対していかなる出訴の方法も存在しない場合に、すべての自然人また
 は法人、公人または私人から出された理由を付した質問 (enquête motivée) によって付託せらるる」(六二条)こと
 が規定され、市民へも提訴の道を開いているのは注目される。

独立共和派案は、提案理由書 (Exposé des motifs) において、法案の趣旨説明がなされている。法律の合憲性審
 査権をより発展させるために、提訴権を各議院の各々の四分の一の議員に与え、さらに市民へも最高裁判所への門戸
 を開くことが適当であると考えられており、この合憲性審査を実行するために、憲法院の名称を最高裁判所に変更す
 ることが明らかにされている。そして、違憲立法審査の任務を効果的に遂行するために、裁判官の任命方式と身分規
 約によって確保される独立性を保障するというのである。とくに任命方式については、破毀院長官およびコンセリュ

・データ副長官によって作成された名簿に基づく任命ということによって、任命の政治化の危険を避けようとしていることが注目される。

(4) 左翼案

「憲法第七章を修正し、最高憲法裁判所を設置する憲法的法律案」は、共産党、社会党および急進党左派の議員によって、一九七二年一月二〇日に国民議会議事部に提出された。⁽⁶⁾ 本案は、全二条からなり、第一条では、憲法五六条から六三条までの規定の改正がはかられ、第二条では、憲法院の名称が最高憲法裁判所 (Cour supreme constitutionnelle) に代えようとするものである。

左翼案による主な改正点は次のようである。最高憲法裁判所の裁判官は九名である(五六条一項)が、その選任方法については、三名が国民議会によって三名が元老院によって選出され、一名が大統領によって、二名が司法官職高等会議によって選任されることになっている(五六条二項)。なお、最高裁判所の長官は、裁判官の各更新期において、裁判官の互選によるもの(五六条三項)とされている。この憲法改正案と同時に出された「最高憲法裁判所の組織および運営規則を定める組織法律案」⁽⁷⁾において、国民議会および元老院による裁判官の選任方法が定められている。それによると、各議院内部での三名の割合は、多数派から二名、少数派から一名となっており、各党派からの比例代表によって構成された一七名の委員会が任命名簿を議会に提案し、議会の裁可は、第一回投票が絶対多数で、第二回投票が相対多数で決定されることになっている(組織法律案第一条)。

裁判官の兼職禁止については、大臣職ならびに選挙によって任命される職務とは両立せず、公職ならびに何らかの職業活動の行使が禁止される(五七条)。

最高憲法裁判所の権限に関しては、憲法院に対して重大な修正が加えられている。

まず、「最高憲法裁判所は憲法の番人である。それは、国家の諸機関、とりわけ大統領、政府および議会による憲法の規定の尊重を監視する任務を有する。それは、さらに、憲法前文および人権宣言七条ないし十一条によって市民に保障された諸自由の尊重を監視しなければならない」(五八条)と規定され、最高憲法裁判所が憲法の番人であり、基本的人權の守護者であることが明確に位置づけられている。

最高憲法裁判所の具体的権能として新たに加えられているものとして、次のようなものがある。第一に、国民投票について、国民投票施行の適法性を監視し、その結果を告示する(六〇条一項)のみならず、国民投票に付される問題および法律または憲法の規定の明確さおよび多義を許さぬ性格に対して事前の統制を行ない、さらに、憲法一一條の手続による国民投票の合憲性についても審査できる(六〇条二項)としている。第二に、審署前の法律の合憲性審査の提訴権者は、大統領、首相、元老院議長、国民議会議長のほかに、各議員の各々の四分の一の議員が加わっている(六一條の二)。第三に、前記の者は、さらに、憲法に違反すると考える公権力間の関係についての大統領のすべての決定、憲法によって付与された事項以外のものに介入したすべての政府の行為に対して提訴できる(六一條の三)として、憲法院の審査権が執行府の行為にも及ぶものとしている。第四に、上記の者は、憲法の解釈に関するすべての問題について判断するよう最高憲法裁判所に要求できる(六一條の四)。第五に、人権宣言七条ないし十一条および憲法前文によって保障された諸自由に違反すると考える法律の規定に対して裁判を受ける者が援用しうる違憲の抗弁を、最高憲法裁判所は、すべての控訴裁判所によって提訴される(六一條の五)ものとして、人権を侵害する立法に対して通常の裁判所において市民から抗弁として違憲の主張がなされた場合に、控訴裁判所から最高憲法裁判所に提訴がなされること、が認められていることは注目される。

左翼案の提案理由書は、まず憲法院の実績について、憲法の効果的な統制を確保することも、憲法の解釈が幾度か

提起した非常に重大な問題を規整することもできなかったという評価を与えている。その理由として、一方では、憲法院の構成員の選任方法に問題があること、他方では、提訴の条件が議会の活動の規制に憲法院の権限を制限し、執行府の活動の統制を可能にしないことがあげられている。さらに、とくに重要な点として、憲法院が、「一の法律の審判前のみ提訴されうるといふ範囲において、法律の眞の合憲性審査権を決して行使できない」ことを指摘している。そして、眞の最高憲法裁判所を設置して違憲審査権を發展させるためには、審査権を次の二つの方向で拡大しようとするものである。第一に、提訴権者を拡大することで、少数派の眞の保護を確保するために、各議院の各々の四分の一の議員に提訴権を与えることである。第二に、審査領域を拡大することで、一方では、執行府の行為にも拡大し、他方では国民投票についての審査領域を拡大することである。

以上のような内容を有する左翼の最高憲法裁判所案の主要な点は、第一に、裁判官の選任方法の改正であり、第二に、通常裁判所において市民によって援用された違憲の抗弁に基づいて裁判所から提訴されることである。この二点については、すでに一九七二年に作成された共同政府綱領において、「最高裁判所」(La Cour Suprême)の標題の下に同じ内容のものが明示されていたのである。また、一九七五年に公表された「フランス共産党自由の宣言案」⁽⁹⁾は最高裁判所について、第五章「司法的保障」の中の第八九条で、「最高裁判所は、憲法によって定められた条件において、憲法規範の尊重および個人的・集团的自由の保障に寄与する」と規定されているが、最高裁判所の具体的内容はそこでは明らかにされていない。

さらに、一九七六年に発表された社会党系の自由の憲章検討委員会報告では、「フランスに彼等の憲法の統制を確保すること」という一節が置かれ、その中で最高裁判所が検討されている。まず、裁判官の任命については、「法律の眞の合憲性の統制は、もしこの統制を担当する機関が十分な権威を付与されていない場合には存在するものではなく、

そして、この機関は議会全体の非常に広範な資格賦与 (Investiture) によってのみこの権威を保持できる」ということから、新しい最高裁判所を構成する九名の裁判官は、議会の合同会議 (Parlement réuni en Congrès) における三分の二以上の多数で選任されるものとしている。もし最高裁判所の裁判官の名前について意見の一致が不可能であると証明された場合、裁判官は大統領、国民議会議長および元老院議長によって選出されるのである。さらに、司法裁判所および行政裁判所において市民によって援用された法律の違憲の抗弁は、裁判所の判断による移送によって最高裁判所に付託されるのである。最高裁判所の権限について注目すべきことは、行政裁判所が統治行為としている問題についても違憲審査権が肯定されており、さらに、最高裁判所は、選挙法、選挙区の区分、選挙中のラジオ、テレビの利用などについて諮問を受けることである。

- (1) 一九七四年の憲法改正については、P. Juillard, *Difficultés du changement en matière constitutionnelle : l'aménagement de l'article 61 de la Constitution*, R. D. P., 1974, p. 1703, C. Franck, *Le nouveau régime des saisines du Conseil constitutionnel*, J. C. P. 1975, I. 2678, 和田英夫「フランス憲法院の改革—23」法律時報四八巻九—一一号がある。
- (2) そのうち主なものは、P. Juillard, op. cit., p. 1704, note (2) にあげられている。
- (3) Ibid., p. 1713.
- (4) Proposition de loi constitutionnelle tendant à modifier le titre VII de la Constitution, présentée par M M. Pacquet, Icart et les membres du groupe des républicains indépendants et apparentés, J. O., Document, A. N. No. 2557, enregistré à la Présidence le 4 octobre 1972.
- (5) Proposition de loi constitutionnelle tendant à modifier le titre VII de la Constitution, présentée par M M. Icart, d'Ornano et les membres du groupe des républicains indépendants et apparentés, J. O., Document, A. N. No 503, enregistré à la Présidence le 20 juin 1973.
- (6) Proposition de loi constitutionnelle tendant à modifier le titre VII de la Constitution et à créer une Cour suprême

constitutionnelle, présentée par M M. Defferre, Robert Ballanger, Robert Fabre et les membres du groupe communiste et apparenté et du groupe socialiste et apparenté, J. O., Document, A. N. No 2856, enregistré à la Présidence le 20 décembre 1972.

- (7) Proposition de loi organique déterminant les règles d'organisation et de fonctionnement de la Cour suprême constitutionnelle, J. O., Document, A. N. No 2857, enregistré le 20 décembre 1972.
- (8) Programme commun de gouvernement du parti communiste et du parti socialiste, Éditions sociales, 1972, pp. 145—146.
- (9) Projet de déclaration des libertés du parti communiste français, Édition de «l' Humanité».
- (10) Liberté, libertés, Réflexions du comité pour une charte des libertés animé par Robert Badinter, Préface de F. Mitterrand, Gallimard, 1976, pp. 216—218.

(二) 政府案の提出

憲法六一条の改正を内容とする「憲法的法律案」(Projet de loi constitutionnelle) は、ジスカール・デスタン (Giscard d'Estaing) 大統領の名で、シラク (Chirac) 首相およびルカニエ (Lecanuet) 国璽尚書兼司法大臣によって提出され、一九七四年九月二七日に国民議会議長のもとに登録された。

政府案の改正内容は次の二点からなっている。第一に、提訴権を定めた憲法六一条二項について、「一又は他の議院を構成する議員の少くとも五分の一」を提訴権者に加え(憲法的法律案第一条)、提訴権を大統領、首相、国民議会議長、元老院議長のはかに議会の少数派にも認めたことである。第二に、憲法六一条二項の後に、新しい一項として、「憲法院は、同じ期間内に、憲法によって保障された人権を侵害すると思われる法律をみずから付託することができる。」という規定を挿入し(憲法的法律案第二条)、人権を侵害する法律については憲法院が職権で審査を開始できることを認めたことである。

それでは、政府はこのような憲法院の改革をいかなる理由で行なおうとしているのであろうか。政府案の提案理由書 (Exposé des motifs) は次のようになっている。

「憲法院の創設は、法律に対する憲法の優位の原則に、フランスにおいて長い間欠如していた裁可を与えた。行政裁判所および司法裁判所は、自己に付託された争訟に際して、法律の合憲性を判断することを伝統的に自ら禁じている。

このような任務は、かつて共和暦八年および一八五二年の元老院に委ねられたことがあった。しかし、これらの政治的審査機関 (Instances politiques) は、このような任務を果しうるものではなかった。一九四六年の憲法委員会に關しては、その提訴、その権能およびその権限の限界が、憲法委員会に効果的役割を果すことを妨げたのである。

第五共和国憲法によって、法律が憲法を尊重することを監視する任務を与えられた憲法院は、それをなすのに必要な手段を有している。憲法院は、法律事項と命令事項の分配を維持するために立法手続および命令手続に介入するだけではなく、より一般的に、法律の合憲性の統制を、組織法律——ならびに議院規則——に対しては義務的に、そして通常の法律に対しては任意的に行使するのである。

後者の通常の法律に対しては、憲法院の統制は例外的な性格しか有していない。憲法院は、共和国大統領、首相、国民議会議長または元老院議長の提訴による場合しか介入できないのである。

この提訴権を拡大することが適當である。各議院の一分派に、憲法院によって一の法律の憲法への適合性を審査させる可能性を与えることが提案されている。

必要とされる割合は、国民議會または元老院の構成員の五分の一であるが、それはこの権利について濫用的に使用されることを避けるために十分高くなっている。その割合は、同様に、一の議院のすべての重要な少数派が以後この

権利を行使するのに効果的に可能ならしめるためにかなり抑えられている。

憲法院のこの新しい提訴の可能性は、反対派に増大した権利を与えるものである。

法律の憲法への適合性の番人である憲法院は、まさにそのことによって、人権を擁護する。この人権の擁護を強化するために、憲法院に、憲法院が憲法の前文または本文自体によって保障された人権を侵害すると思われるすべての立法の法文を自ら付託することを可能にすることが提案されている。

この「自己付託」(autosaisine) 権限は、主として裁判的性格を有する機関にとつては例外的なものであるが、この領域において、憲法規範の無視そのものもたらす特別の重大性によって正当化されるのである。

これら二つの場合のいずれかにおいて、付託は、憲法一〇条によって一五日と定められている法律の審議の期間内になされなければならない。それは、憲法六一条の規範によって、この期間を停止する効果を有する。憲法院は、今と同様に、一カ月の間に、政府の要求による緊急の場合には八日に短縮された期間内に判断を下さなければならぬ。

憲法六一条の新しい規定を適用する諸条件は、一九五八年一月七日のオールドナンス第五八―一〇六七号を修正する一の組織法律によって具体化される。」

この提案理由書は、憲法院を法律の合憲性審査機関として位置づけ、この法律の合憲性審査権を拡大、強化するために、一方では、提訴権を議会の少数派に与え、他方では、憲法院に自己付託権を与えようとするのである。そしてこの法律の合憲性審査権の強化が人権保障の強化に結びつけられているのである。

このような人権保障機関としての憲法院の強化という政府案の考え方は、議会の審議の中で、政府を代表して発言するルカニエによっても繰り返し述べられている。すなわち、一九七四年一〇月八日の国民議会の本会議のルカニ

ユエの発言によると、ジスカール・デスタン大統領は、大統領当選の直後に、憲法院の任務の拡大の時宜であることを強調し、彼は、「憲法によって保障された権利および自由の擁護の増大を確保する新しい手段を提案した」が、本法案はこれに應えるもので、フランス社会の政治制度に「自由主義的精神による補充物」(supplément d'inspiration libérale)を導入するものであるというのである。さらに、政府案が配慮した二点のうちの一つとして、政府は「我々の憲法の基本的な規定を削除することも、変質させることもなしに、とりわけ憲法前文によって保障された権利および自由の最良の擁護という方向における補充的な利点を構成する改正」をめざしていることを明らかにしている。

(1) J. O., Document, A. N. No 1181, enregistré à la Présidence le 27 septembre 1974.

(2) J. O., Débats parlementaires, A. N., 8 octobre 1974, p. 4860.

(3) J. O., Débats parlementaires, Sénat, 16 octobre 1974, p. 1315.

(三) 議会における審議

一九七四年九月二七日に提出された憲法改正案は、次のような経過で成立した。まず、政府案は、一九七四年一月三日に国民議会の「共和国憲法的法律・立法および一般行政委員会」(Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République)で修正、可決され、ついで、同委員会案は、国民議会本会議で一〇月八日および一〇日に審議され、同一〇日に可決された。つぎに、元老院では、国民議会修正案が、「憲法的法律・立法・普通選挙・命令および公行政委員会」(Commission des lois constitutionnelles, de législation du suffrage universel, du règlement et d'administration générale)によって一〇月一五日に修正、可決され、同委員会案は、翌一六日に元老院本会議で審議され、可決された。さらに、元老院修正案は、一〇月一七日に国民議会第二読会で修正、可決され、同修正案は同日元老院第二読会で可決された。ついで、翌一八日に両院合同会議

(Congrès du Parlement) に付託され、同月二日に承認された。兩院合同会議の票決は、賛成四八八名、反対二七三名で、政府与党を構成する共和国民主主義者連合(U D R)、独立共和派および中道派が賛成し、社会党、共産党および急進党左派の左翼が反対したのである。⁽¹⁾

(4) 左翼修正案の不受理

共同政府綱領の下に結集する社会党⁽²⁾急進党左派および共産党は、憲法改正法案の逐条審議に先立って、以下のよ
うな修正案を提出した。⁽³⁾

第一に、社会党⁽²⁾急進党左派から提出された修正案第三号および共産党から提出された修正案第一二号は、同一の内容で、「第一条の前に、次のような新しい条項を挿入する。憲法一六条は廃止される。」という規定で、大統領の緊急措置権を規定した憲法一六条を廃止するものである。

第二に、共産党から提出された修正案第一三号は、憲法四三条二項を、「右の要求がなされなかった政府提出および議員提出の法律案は、その数および権能が各議院によって定められる常任委員会の一に付託される」という規定に置き換えるものである。

第三に、社会党⁽²⁾急進党左派から提出された修正案第五号および共産党から提出された修正案第一四号は、同一の内容で、憲法院の構成員の選任方法を次のように修正するものである。

「第一条の前に、次のような新しい条項を挿入する。

憲法五六条は次のような規定によって置き換えられる。

憲法院は九名の構成員を含み、その任期は九年であり、再任できない。

三名の構成員は国民議会により、三名は元老院によって選挙され、一名は大統領により、二名は司法官職高等会議

説
によって選任される。

憲法院長官は、各更新期に、憲法院の構成員によって互選される。長官は可否同数の場合に決済権を有する。」

論
第四に、社会党¹急進党から提出された修正案第六号および共産党より提出された修正案第一五条は、同一の内容で、憲法院の国民投票に関する権限を次のように拡大するものである。

「第一条の前に、次のような新しい条項を挿入する。

憲法六〇条は次のような新しい条項によって補完される。

憲法院は、国民投票に付託された問題および憲法または立法の規定の明確さおよび多義的でない性格について専前の統制を行使する。国民投票に用いられる手続が憲法一一条の手続である場合に、その憲法に対する適合性についても統制が同様になされる。」

これらの修正案のうち、第三の憲法院の構成員の選任方法と第四の国民投票に関する審査権の拡大は、前述した一九七二年一月二〇日に国民議会に提出された左翼の憲法改正案の中に盛り込まれていたものである。憲法院の提訴権者および審査権限の拡大に先立って、憲法院の構成員の選任方法の改正が必要であるということは、左翼のとくに主張するところである。一〇月八日の国民議会本会議における社会党のコート (Cot) の「司法大臣殿、あなたが何と云われようと、我々は、憲法院の提訴の問題と構成の問題を結びつけなければならぬと考えています。事実、憲法院の構成は、現在本質的に政治的であり、党派的でさえあると云えます。」³⁾という発言にも、このことがよく表われている。

以上のような諸修正案は、議院規則九八条五項の適用により、委員会において受理されず、また本会議においても議長によって受理されなかった。⁴⁾

左翼は、憲法六一条を改正する憲法的法律案第三条の後に挿入する二種類の修正案を提出した。

第一に、司法官職高等會議の改革であるが、これも議院規則九八条五項により受理されなかつた。⁽⁵⁾ 第二に、社会党
 II 急進党から提出された修正案第一七号は、「本憲法的法律の規定は、憲法院の構成の改革を内容とする一の特別の憲
 法的法律の発効後に適用される。」という規定を設けて、本憲法改正案の施行を憲法院の構成員の選任方法の改革がな
 されるまで延期しようとするものである。憲法院の提訴権者の拡大に先立って構成の改革が必要であることをこのよ
 うな形で提案したが、この修正案は投票に付され、賛成八二名、反対一九二名で否決された。⁽⁶⁾

また、一〇月一六日の元老院本會議においても、共産党から、それぞれ国民議會に提出されたものと同一の内容
 の、憲法一六条を廃止する修正案第七号、憲法五六条を改正する修正案第八号、憲法六〇条を補充する修正案九条、
 憲法六五条を改正する修正案第一〇号が提出されたが、いずれも受理されなかつた。⁽⁷⁾

(4) 公自己付託の否決

憲法院の公自己付託の権については、国民議會、元老院ともにこれを否定した。

まず、国民議會において、立法委員会では賛否両論に分かれ活発な議論が展開されたが、結局反対が多数をしめた
 ことが報告されている。⁽⁸⁾ 本會議で明確な反対論を展開しているのは、共産党のヴィラ (Villa) で、「人権擁護の名目
 で、憲法院に公自己付託の権、すなわち、裁判官であると同時に当事者である権利を与えることが我々に要求されて
 いる。この公自己付託の権限は、司法大臣がいかに弁護しようとも、事実、憲法院から裁判的性格を剝奪し、憲法院
 に議會に対する政治的後見 (tutelle) の権限を与えようとするものである。」として、公自己付託の権が憲法院の裁判
 的性格を奪うものであることを明らかにしている。

元老院の立法委員会も、報告官デイリィ (Dailly) の本會議での報告によると、一四対五で、政府案の公自己付託の

権を否定したのである。⁹⁾そしてその理由として、自己付託の規定が、「突飛で、無用で、適用できず、かつ危険である」ことをあげている。突飛であるというのは、「手続の伝統的なルールによると、裁判官は職権で訴訟に取りかかることなく、何人かの原告によって提訴されるのでなければ判断しないからである」。無用であるというのは、提訴権者として、大統領、首相、両議院のそれぞれの議長、さらに各議院の五分の一の議員がいることから、「憲法院自身にこの権利を与えるのは無用である」ということである。適用できないというのは、憲法院を立法活動の恒常的、日常的監視者にすることは、一〇月八日のル・モンド紙に発表されたリュシェールの優れた論文が喚起している非常に多くの問題を提起するからであるとしている。危険であるというのは、「その構成員の選任方法にもかかわらず、憲法院に席をしめている者の資質によって、少しずつ価値を高め、完全に非政治化するようになっている制度を、最終的には政治化させていくからである」として、自己付託権によって憲法院が政治に巻き込まれる危険性が指摘されている。

(イ) 議会の少数派への提訴権の拡大

議会の少数派にも憲法院の提訴権を拡大するという原則については、国民議会、元老院ともに賛成したが、その具体的な要件については意見が対立し、最終的には、国民議會議員および元老院議員それぞれの六〇名ということで意見が一致したのである。

まず、国民議会は、政府案の「一又は他の議院を構成する議員の少くとも五分の一」を、「国会を構成する議員の少くとも一〇分の一」に修正した。その理由については、国民議会本会議での報告官クリグ (Krieg) の説明によると、両議院の議員それぞれの五分の一にすると、元老院議員が五七名に対して、国民議會議員は九八名になり、両議院の議員はいずれも普通選挙で選出されているのであるから、国民議会の方が多数の議員の署名を必要とするのは、

両議院を不平等に扱うということになること⁽¹¹⁾。さらに、実際上の理由として、国民議会議案は、議員が提訴できる最低数を低くして、議会の小集団にも提訴権を利用することを可能にすることがあげられている⁽¹²⁾。

これに対して、司法大臣ルカニエは政府を代表し、国民議会議法委員会修正案を批判して、政府案の立場を説明した。それによると、一方では、各議院の議員の五分の一について絶対数が両議院で異なっている点については、「実際各議院の内部で重要なのは絶対数ではなく、比率であり」、「絶対的に尊重しなければならないのは、比率の平等である」ことが明らかにされ、他方、政府案が各議院の自主性を尊重するのに対して、国民議会議法委員案は、各議院の独自性と自主性を無視するものであることが指摘された⁽¹³⁾。

国民議会議法委員会に対して、元老院立法委員会は政府案を支持し、その理由として、報告官ディリイは、「我々は各議院がその独自性を保持すべきであると考える⁽¹⁴⁾」と発言した。そして、元老院本会議では、「一又は他の議院を構成する議員の少くとも五分の一」という政府原案を可決した。

ようするに、国民議会議法委員会が、両議院の議員はいずれも普通選挙によって選ばれた国民代表であることから両議院の議員の絶対数の不平等を指摘して、両議院を合わせた国会を単一体として扱えたのに対して、政府および元老院は、各議院の自主性ないし独自性を重視したのである。

一〇月一七日の国民議会議法第二読会では、元老院で可決された憲法改正法律案に対して次のような審議がなされた⁽¹⁵⁾。
 国民議会議法委員会は国民議会議法第一読会で可決された「国会を構成する議員の少くとも一〇分の一」を固持して、同じ内容の修正案を提出し、さらに、社会党のコートが、委員会修正案の「国会」を「各議院」に修正する再修正案を提出した。これに対して、ビニオン (Bignon) は、「六〇名の国民議會議員又は六〇名の元老院議員」にする修正案を提出した。このビニオン修正案は、国民議会議法委員会と元老院との妥協をはかったもので、一方では、両議院を独立させて

説
いる点において元老院に近く、他方では、議員の最低人数を両議院等しく六〇名に定めた点において国民議案に近いものである。

論

政府を代表してルカニエがこのビニヨン案を支持し、原案から最も遠いビニヨン案が採決に付され、それが国民議会第二説会で可決された。ついで、憲法六一条を修正する憲法的法律案全体が投票に付され、賛成二八六名、反対一九二名で可決された。

本案は同日中に元老院第二説会に送付され、元老院立法委員会がこれを支持して、本会議で投票に付され、賛成一八七名、反対九二名で可決された。⁽¹⁶⁾

(1) 両院合同会議での各党派別の投票内訳は、*Le Monde*, 23 octobre 1974, p. 8 に記載されている。

(2) *J. O., Débats parlementaires*, A. N., 10 octobre 1974, pp. 4948—4949.

(3) *J. O., Débats parlementaires*, A. N., 8 octobre 1974, p. 4863.

(4) *J. O., Débats parlementaires*, A. N., 10 octobre 1974, pp. 4948—4949. なお、議院規則九八条五項は次のような規定にな
っている。

「修正および再修正は、それらが対象とする原文に実際に該当する場合にのみ、又は、付加条文については、政府提出又は議員提出法律案の枠の中で提案されている場合にのみ受理される。」

(5) *J. O., Débats parlementaires*, A. N., 10 octobre 1974, p. 4956.

(6) *Ibid.*, p. 4957.

(7) *J. O., Débats parlementaires, Sénats*, 16 octobre 1974, pp. 1329—1330.

(8) *J. O., Débats parlementaires*, A. N., 8 octobre 1974, p. 4859.

(9) *J. O., Débats parlementaires, Sénat*, 16 octobre 1974, p. 1313.

(10) *F. Luchaire, Les ambiguïtés de la réforme constitutionnelle*, *Le Monde*, 8 octobre 1974.

(11) *J. O., Débats parlementaires*, A. N., 8 octobre 1974, p. 4859.

- (12) J. O., Débats parlementaires, A. N., 17 octobre 1974, p. 5158.
- (13) J. O., Débats parlementaires, A. N., 8 octobre 1974, pp. 4860—4861.
- (14) J. O., Débats parlementaires, Sénat, 16 octobre 1974, p. 1313.
- (15) J. O., Débats parlementaires, A. N., 17 octobre 1974, pp. 5158—5161.
- (16) J. O., Sénat, 17 octobre 1974, pp. 1374—1375.

四 一九七四年憲法改正の問題点

以上のような審議経過を経て成立した一九七四年憲法改正による憲法院の改革をめぐる問題点を検討してみよう。

(4) 議会の少数派への提訴権の拡大

議会の少数派議員への提訴権の拡大については、議会において、原則についての反対はなく、具体化をめぐって国民議会と元老院との対立があったが、結局は妥協が成立した。ただし共産党は、元老院でのデュクロ (Duclos) の次のような発言にもみられるように、議会の少数派への提訴権の拡大についてその重要性を認めていなかった。⁽¹⁾

「しかし、我々に関しては、我々は、結局は改革の外見にすぎないこのような憲法改正に何らかの価値を見出すような印象を与えようとは思わない。ある政治学者は、最近この点について、『その最も小さな芽生えでもそれを決して拒否すべきではないこと』を明確にして、『少量の自由』(Gramme de liberté) について語った。⁽²⁾しかし、結局はみせかけにすぎないものに何らかの重要性を与えるような印象を与えて、自由のためというような大義に仕えることができるのであろうか。」

実際においても、憲法改正後初めて議員の提訴権を利用した専案である前述の一九七四年一月三〇日判決は、社会党および急進党左派の議員によって提訴されたものであり、職業税に関する前述の一九七五年七月二三日判決の提訴権者の中には社会党、急進党左派の議員のほか、若干の共産党議員の名もみえるが、全体としていえることは、

提訴権の利用については、元老院および国民議会の社会党議員団が中心になっていることである。⁽⁵⁾

議会の少数派への提訴権の付与という問題は、一九五八年における第五共和制憲法制定過程で、憲法諮問委員会(Comité consultatif constitutionnel)において討議され、「一又は他の議院の議員の三分の一」に提訴権を与えらるゝ修正案が同委員会で採択されていたのである。⁽⁶⁾ その討論の中で、とくに政府を代表していたドゥブレ(Dubre)は、憲法院の政治化という観点から反対したのである。

議会の少数派に提訴権を付与することは、議会において多数決で破れた少数派が、政治的武器として憲法院への提訴権を利用する危険性が伴うことは確かである。この点について、ブレロおよびブウルイ教授は、この改革が、「それを使おうと望む者に、一の政治的武器として提供する妨害(Blocage)の可能性からすべて生ずる多くの危険性を与えている」⁽⁷⁾ことを指摘して批判的な態度をとっている。これに対して、デュヴェルジュ教授は、先の共産党のデュクロの発言の中に引用された論文において、この改革が、左翼の最高憲法裁判所創設という目標からは遠く隔っているが、「最高裁判所の方向における一步を画しうる」ものであると評価し、議会の少数派に提訴権を与えるのは、「良い規定である」としている。⁽⁸⁾

㊦ 公自己付託の可否

憲法院の公自己付託の可否の問題は、議会において最も活発に論議された問題である。政府が、憲法によって保障された人権保障の強化を理由に、憲法院の公自己付託を提案したのに対して、議会では、独立共和派の議員を除いて反対の見解が多数をしめた。公自己付託に対する批判は、第一に、改正規定の法技術的な難点についてのもとの、第二に、公自己付託の内容そのものについての批判の二点にまとめられる。⁽⁹⁾

第一の規定の法技術的な難点としては、憲法院の内部において自己付託することをいかに決定するか不明確である

ということ、大統領が法律を審署する期間は憲法一〇条で政府に送付されてから一五日以内と規定されているだけで、最低期間が定められていないため、大統領は即日法律を審署することもでき、憲法院が法律の制定を絶えず監視するのは實際上不可能であること、「憲法によって保障された人権を侵害すると思われる法律」という点についても、フランス法では、「人権」の憲法上の定義が欠如ないし不十分であるため、その範囲が不明確であることなどが指摘されている。

第二の公自己付託権の内容そのものに対する批判としては、いかなる裁判機関もみずから訴訟を自己に付託することはないという原則との抵触の問題があり、憲法院の公自己付託と裁判機関としての性格が矛盾するということである。そして、法律を無効にする権限を持った機関が、同時に無効の発議権を持つことは、国民代表機関である議會との間の政治的均衡を不可能にし、憲法院が議會の後見機関となり裁判官政治 (Gouvernement des juges) をもたらすということである。ようするに、公自己付託は、憲法院の裁判機関としての性質と矛盾し、権力分立の原則に反するということである。⁽⁸⁾

(イ) 憲法院構成員の選任方法

共同政府綱領の下にある左翼は、憲法院改革の先決問題として、構成員の選任方法の改革を主張した。その改革案の内容は、国民議会議長および元老院議長がそれぞれ三名選任する現行方式から、議長ではなく議院自身が選出することにし、現行の大統領から三名については一名とし、他の二名は司法官職高等會議によって選任されるようにすることである。このような改革の理由は、現行の選任方法が憲法院の政治化をもたらし、選任されることである。⁽⁹⁾

学説においても、憲法院の政治機関としての性格を強調する説は、とくに憲法院構成員の選任の政治的性格をその有力な根拠の一つにしていた。⁽¹⁰⁾ これに対して、憲法院の裁判機関としての性格を強調する説は、憲法院構成員の経

歴、法律家としての能力からみても憲法院の裁判機関としての性格が十分肯定されることを実証的に示していた。⁽¹⁾

それでは、左翼から提案された憲法院構成員の選任方法はどのように評価されるであろうか。フランク教授は、左翼の提案による選任方法は、現行の方式と全く同様に、「政治化」(Politik)されていることを指摘してから、二つの疑問点をあげている。⁽²⁾ 第一には、議会による裁判官の選任方式に内在する欠陥に由来するもので、西ドイツやイタリ

ーの憲法裁判所の経験がそれを示している。第二には、現行の三年毎三分の一改選は、「判例の必要な安定性と議会および国の支配的傾向の進展とを調和することに貢献している」のであるが、左翼案では三分の一改選が不可能になり、現在の構成にみられる均衡を失ってしまうことである。

プレロおよびブールイ教授も、左翼案によると憲法院の「政治化が避けえない」とし、とくに議会によって選任される六名が、党派に比例して多数派から四名、少数派から二名に分けられている点について、「党派の割合による六名の構成員の選任は政治化を制度化し、このことは、最高裁判所がたとえその権威を確立するに至った場合でも、多くの危険性を有することを示している」として、批判的態度をとっている。⁽³⁾

このような批判にもみられるように、左翼案による憲法院構成員の選任方法が、憲法院の政治化を防ぎ、その憲法保障機関としての独立性を保障するのに適当な方式であるか否かについては、疑問が出されているのである。

- (1) J. O., *Débats parlementaires, Sénat*, 16 octobre 1974, p. 1321.
- (2) M. Duverger, *Un gramme de démocratie*, *Le Monde*, 11 octobre 1974 を指し示す。
- (3) L. Philip et L. Favoreu, *Jurisprudence du Conseil constitutionnel*, R^eD. P. 1975, p. 1309.
- (4) P. Juillard, *op. cit.*, R. D. P. 1974, pp. 1752—1753.
- (5) M. Prétot et J. Boulouis, *op. cit.*, p. 874.
- (6) M. Duverger, *Un gramme de démocratie*, *Le Monde*, 11 octobre 1974.

- (7) C. Franck, op. cit., J. C. P. 1975. 1. 2678, Nos 18-22, P. Juillard, op. cit., R. D. P. 1974, p. 1754 et suiv., F. Luchaire, Les ambiguïtés de la réforme constitutionnelle, Le Monde, 8 octobre 1974.
- (8) テュヴェルジエ教授は「自己付託」を「自己が判断すべき事件に対する裁判機関の独立に反する奇妙な観念」(M. Diverger, op. cit., Le Monde, 11 octobre 1974)と、ブノロおよびワルレイ教授は「憲法院の裁判機関としての性質に直接反し、憲法院を維持しがたい政治的状况に置く」(M. Prétot et J. Boulouis, op. cit., p. 874)ものとしてゐる。
- (9) たとえば、社会党のコートは「憲法院の構成は、現在本質的に政治的であり、党派的でさえあるといえます」とし、さらに一九七四年に正統派ドゴール主義者の政治家であるフレイ(Frey)が憲法院長官に任命されたことを取り上げ、「私は、憲法院長官の職に最大の敬意を払っており、フレイ氏に反対する何物もありません。しかし彼の政治的受賞名簿を見てご覧なさい。そこに、憲法の問題について、わが国の最高権威について持ちうるイメージがあるでしょうか。この人は一の重要な政党の幹事長であったのです。……そこでは、党派の経歴が問題なのであること、そして、このような人がこの制度の頭にいることがまたこの制度に党派的な性格を与えているのです。」と発言している(J. O., Débats parlementaires, A. N., 8 octobre 1974, p. 4862.)
- (10) テュヴェルジエ教授は「憲法院の構成員は司法官の独立性を有しているが、その選任は政治的である」(M. Diverger, Institutions politiques et droit constitutionnel, op. cit., 11^e éd., p. 816)と、ちひら「憲法院の選任の不公平がその権限の弱体を一層悪化させている。それが憲法院を理由のある疑惑に取り巻き、その威信と影響力を減少させている。……一人の政治家によるこのような個人的選任はそれ自体悪いものである。これは、実態をみるとさらに一層悪いものになっている。三人の長はそれぞれ、政治的友人を選任することに専心してゐる」(M. Diverger, De vrais juges constitutionnels, Le Monde, 6 mars 1971, p. 7)などを指摘してゐる。
- (11) L. Favoreu, op. cit., R. D. P. 1967, p. 73 et suiv., C. Franck, Les fonctions juridictionnelles du Conseil constitutionnel et du Conseil d'État dans l'ordre constitutionnel, op. cit., p. 55 et suiv. とくに「フランク教授は「その構成員の選任方式に根をもつ憲法院の政治的性格のテーゼは、法的に完全に誤っている。この選任は充分憲法裁判機関のそれであり、しばしば主張されてきたような政治的機関のそれではない。すなわち、憲法院は、憲法裁判官の選任が政治化されることが不可避である」という範囲において政治化されてゐるのみである」(ibid., p. 65)などを指摘してゐる。
- (12) C. Franck, Le nouveau régime des saisines du Conseil constitutionnel, J. C. P. 1975. 1. 2678, Nos 12—15.
- (13) M. Prétot et Boulouis, op. cit., pp. 873—874.